

井手町建築物耐震改修促進計画

平成 2 9 年 3 月

井手町

井手町建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

井手町建築物耐震改修促進計画の策定について

1. 建築物耐震化の促進に関する目標

- (1) 想定される地震の規模と被害の状況
 - 1) 想定される地震の規模
 - 2) 想定される被害の状況
- (2) 住宅の耐震化の現状と目標
 - 1) 耐震化の現状
 - 2) 耐震化の目標
- (3) 公共建築物の耐震化の現状と目標
 - 1) 耐震化の現状
 - 2) 耐震化の目標
- (4) 特定建築物の耐震化の目標
- (5) 耐震化施策の現状と実績

2. 建築物の耐震化を進めるための取組み

- (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針
- (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行なうことができる環境整備の取組み
- (4) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組み
- (5) 町内会等との連携

3. その他耐震化の促進に必要な事項

- (1) 国・府との連携
- (2) 計画の推進体制
- (3) 各種住宅施策との連携

4. 資 料

用語の説明

はじめに

井手町建築物耐震改修促進計画の策定について

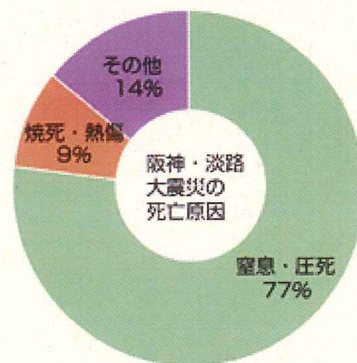
井手町建築物耐震改修促進は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律*」（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、町内の建築物の耐震診断*及び耐震改修*の促進を図るため策定しています。

平成25年度に耐震改修促進法が改正され、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組がさらに強化されたことを受け、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針*」（平成18年国土交通省告示第184号＜平成28年最終改正＞。以下「基本方針」という。）及び「京都府建築物耐震改修促進計画」＜平成29年2月最終改正＞に基づき改定するもので、井手町内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めるものです。

計画策定にあたっての背景

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数の約8割は、住宅・建築物等の倒壊による圧迫死であったと言われています。そして、この時に大きな被害を受けた住宅・建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準*（昭和56年6月1日建築基準法施行）に適合していない住宅・建築物でした。

表1 阪神・淡路大震災における死因別死者数



（出典：平成14年国土交通省震災復興連絡会議）

表2 建築年別の被害状況

	昭和46年以前	昭和47年～56年	昭和57年以降
倒壊又は崩壊	95(17%)	10(5%)	5(3%)
大破	102(18%)	14(7%)	8(5%)
中破	129(23%)	22(11%)	8(5%)
小破	95(17%)	42(20%)	17(11%)
軽微	102(18%)	66(32%)	58(39%)
無被害	45(8%)	51(25%)	54(36%)
統計	568(100%)	205(100%)	150(100%)

（出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告）

近年、新潟県中越地震（平成19年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）などの大地震が頻発しており、大地震が“いつ”“どこで”発生してもおかしくない状況にあると認識が広がっています。さらに、現在、南海トラフ*地震について発生の切迫性が指摘されており、今後30年以内の発生率が70%と予測されています。

中央防災会議においても南海トラフ地震や首都圏直下地震への対策を検討しており、津波による浸水地域以外では建築物の被害が死傷者発生の主要因であることや、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の抑制には建築物の耐震性の向上が重要であることから、引き続き耐震化を推進することが必要であると指摘されています。

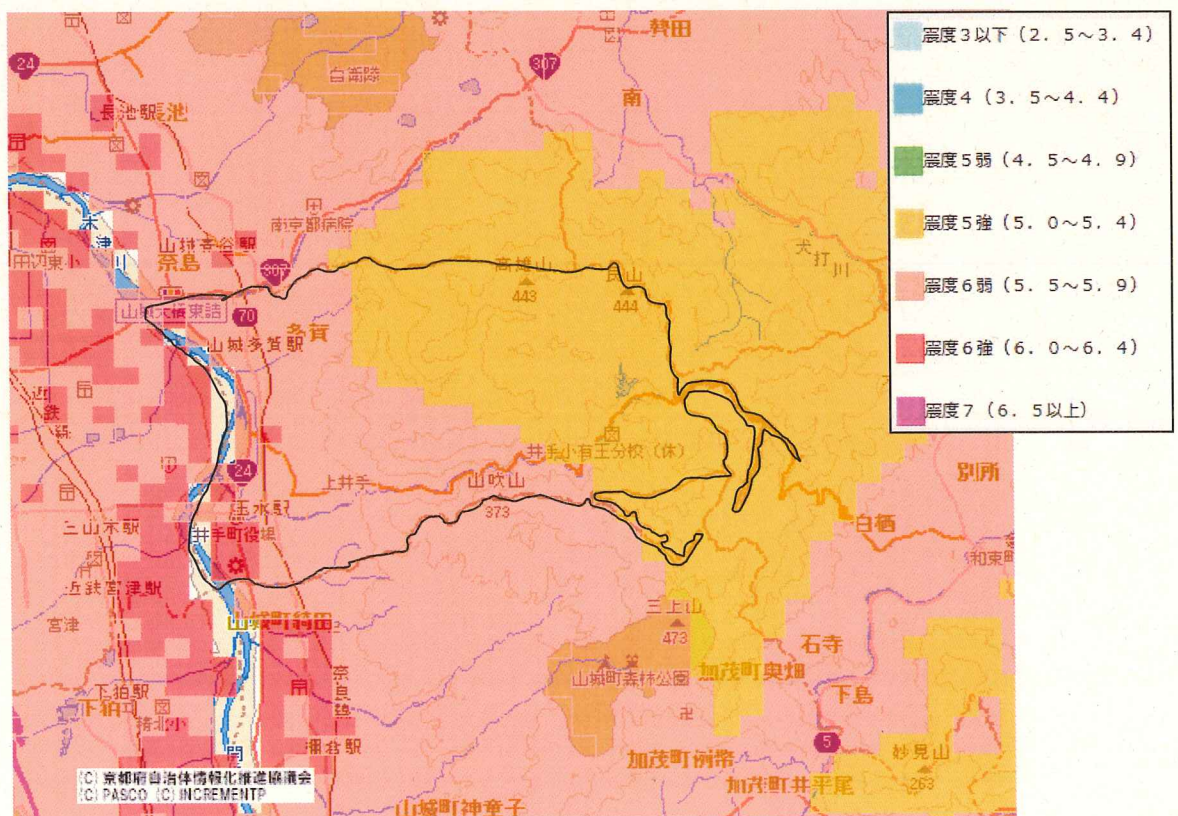
東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の緊迫性が指摘され、甚大な被害が想定されています。

井手町周辺には、生駒断層をはじめ数多くの活断層*が存在していることが知られています。また、能登半島地震等地表に現れていない活断層によって強い地震が発生することもあり、マグニチュード6クラスの地震は、どの地域においても想定しておく必要があるといわれています。

このように、井手町における地震防災対策はまさに喫緊の課題となっており、住民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させることを目標とし、本計画を策定します。

南海トラフ地震による震度分析

（京都府・市町村共同 統合型地理情報システム(GIS) 地震被害想定調査マップ(南海トラフ)から）



1. 建築物耐震化の促進に関する目標

(1) 想定される地震の規模と被害の状況

1) 想定される地震の規模

井手町域に被害をもたらすと思われる大規模な内陸性直下型地震について表1のとおり地震の規模を想定します。

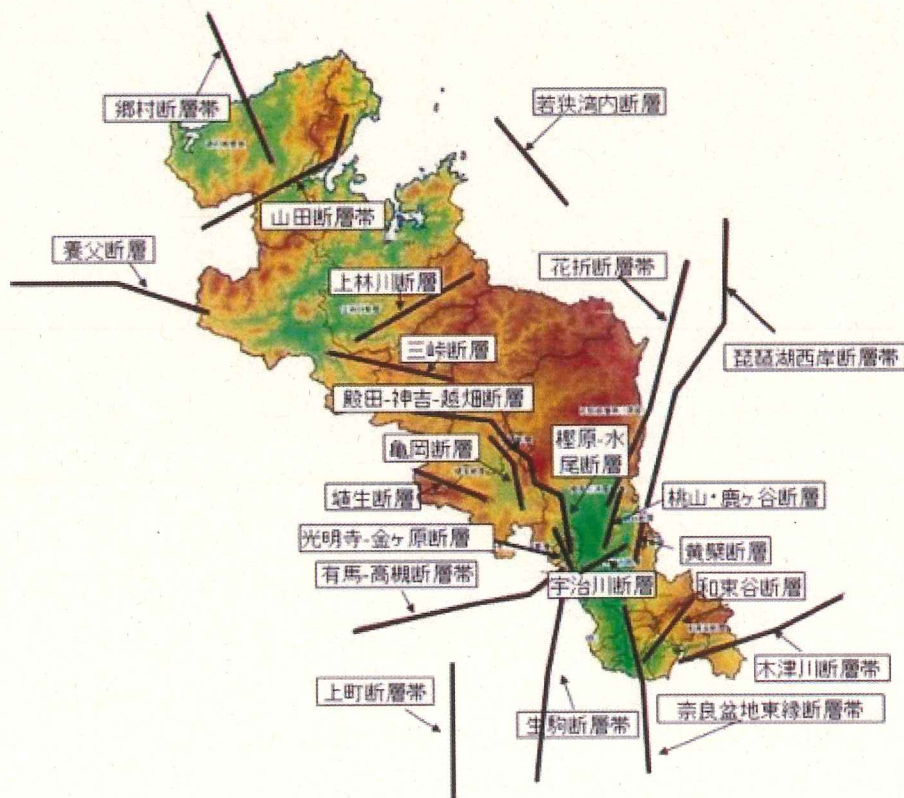
表 1

	対象震源断層/地震	断層の長さ	震度* (マグニチュード)
1	生駒断層	38 km	6強* (7.5)
2	奈良盆地東縁断層帯	35 km	7 (7.5)
3	木津川断層帯	31 km	6強 (7.3)
4	和束谷断層	14 km	6強 (6.7)
5	花折断層帯	46.5 km	7 (7.5)
6	東南海・南海地震	640 km	6弱 (8.5)
7	黄檗断層	10 km	5強 (6.5)
8	有馬・高槻断層	34 km	6強 (7.2)
9	南海トラフ地震	770 km	6弱 (9.0)

(出典：京都府地震被害想定調査)

京都府内の主な活断層

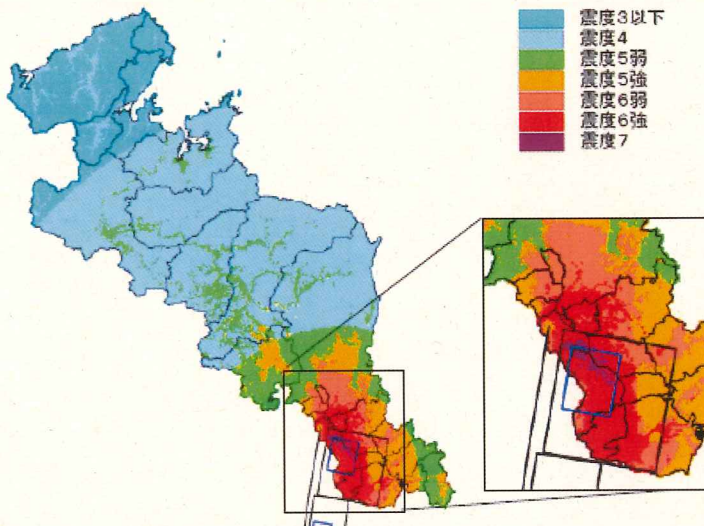
(地表のトレース)



生駒断層帯(マグニチュード7. 5)

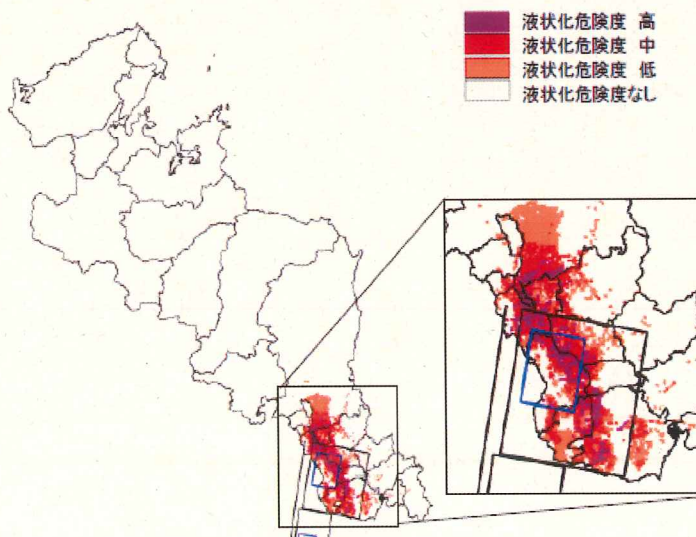
断層の位置：大阪府羽曳野市～京都府八幡市

断層タイプ(変位)：東側隆起



【震度予測結果】(左図)

- ・震度7は、城陽市、八幡市、京田辺市の木津川沿いに分布する。
- ・震度6強は、京都府南西部と木津川沿いの低平地部に広く分布する。



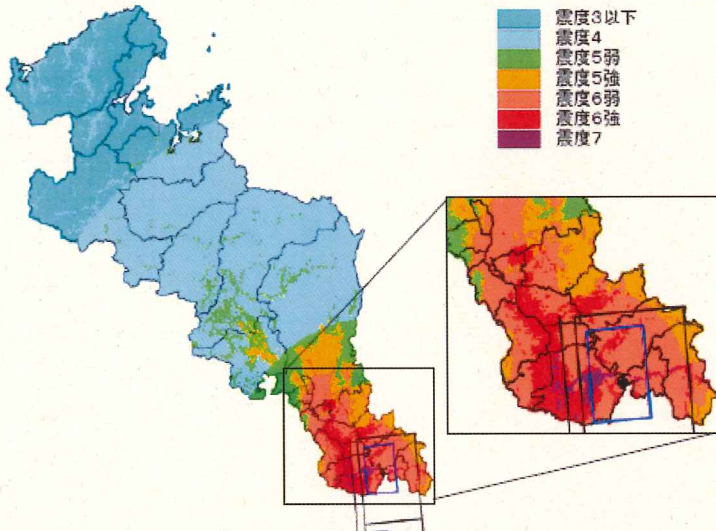
【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・京都市南西部と木津川沿いの低平地部で液状化危険度が高い。

奈良盆地東縁断層帯(マグニチュード7.5)

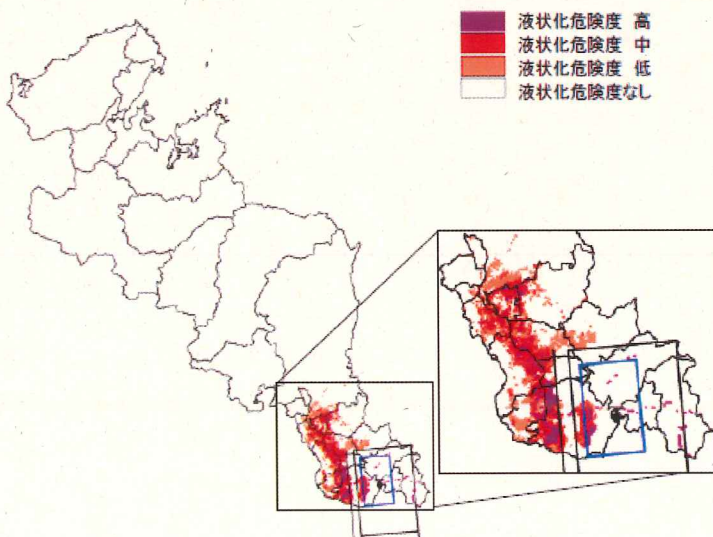
断層の位置：奈良県桜井市～京都府城陽市

断層タイプ(変位)：東側隆起



【震度予測結果】(左図)

- ・震度7は、木津川市、井手町の一部に分布する。
- ・震度6強は、府南部の木津川に沿って広く分布する。



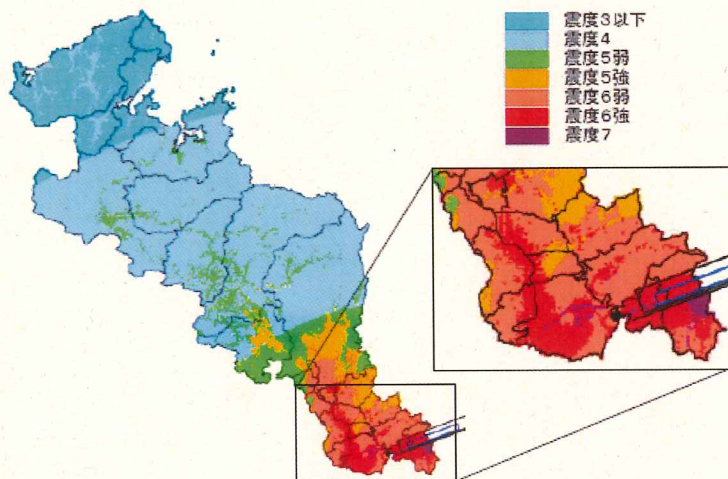
【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・府南部の木津川沿いで液状化危険度が高い。

木津川断層帯(マグニチュード7. 3)

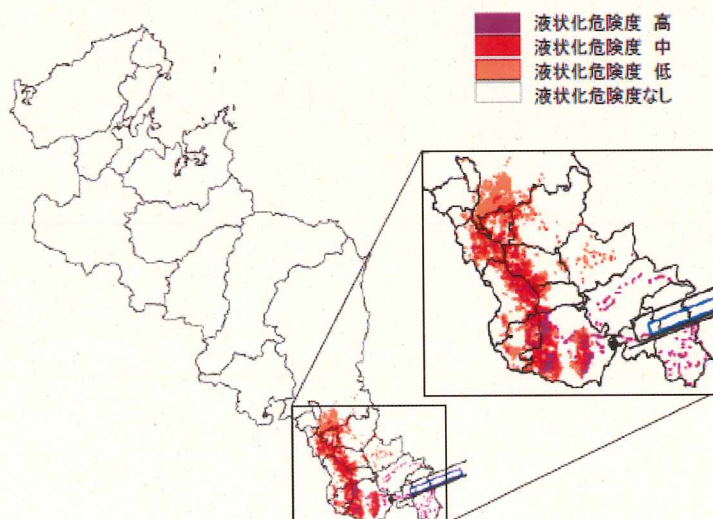
断層の位置：京都府相楽郡笠置町

断層タイプ(変位)：右横ずれ



【震度予測結果】(左図)

- ・震度7は、木津川市、笠置町、南山城村に分布する。
- ・震度6強は、宇治市、久御山町の一部と府南部の木津川沿いの市町村に広く分布する。



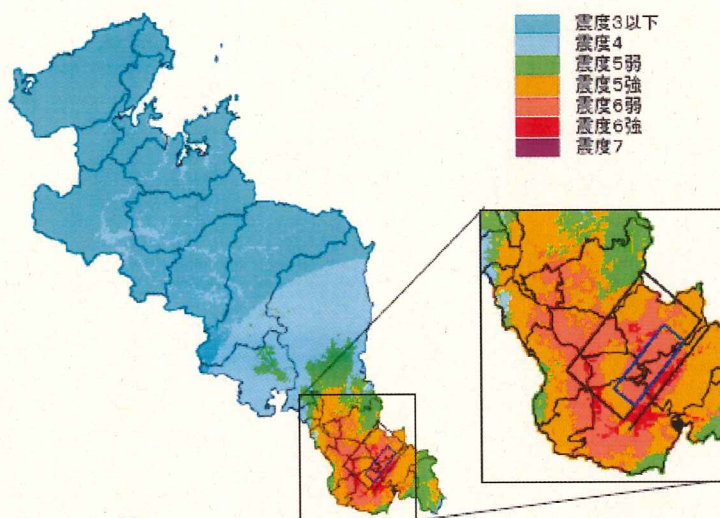
【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・府南部の木津川沿いで液状化危険度が高い。

和束谷断層(マグニチュード6. 7)

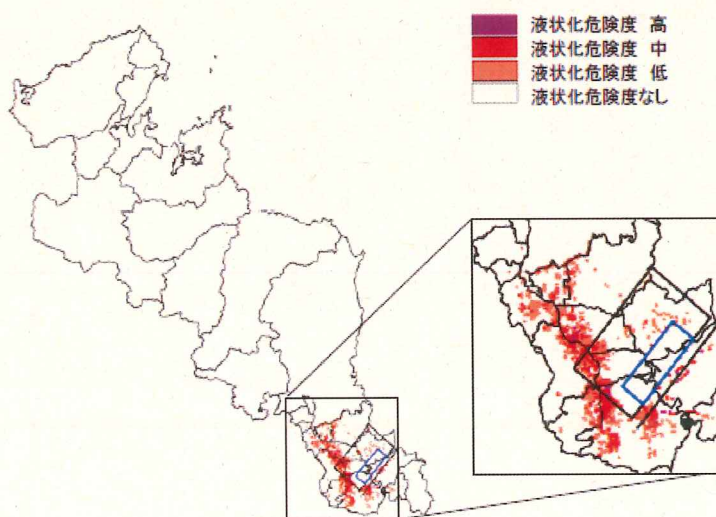
断層の位置：京都府木津川市～京都府相楽郡和束町

断層タイプ(変位)：北西側隆起



【震度予測結果】(左図)

- ・震度6強は、京田辺市、木津川市、井手町、宇治田原町、和束町の一部に分布する。



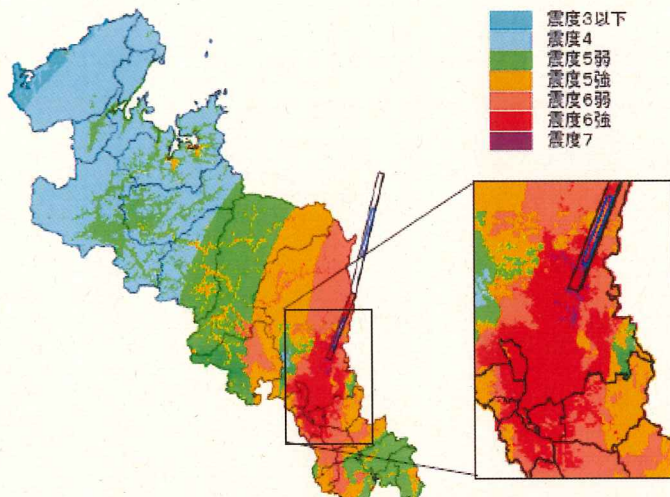
【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・府南部の木津川沿いで液状化危険度が中位である。

花折断層帯(マグニチュード7.5)

断層の位置：京都市左京区～滋賀県高島市

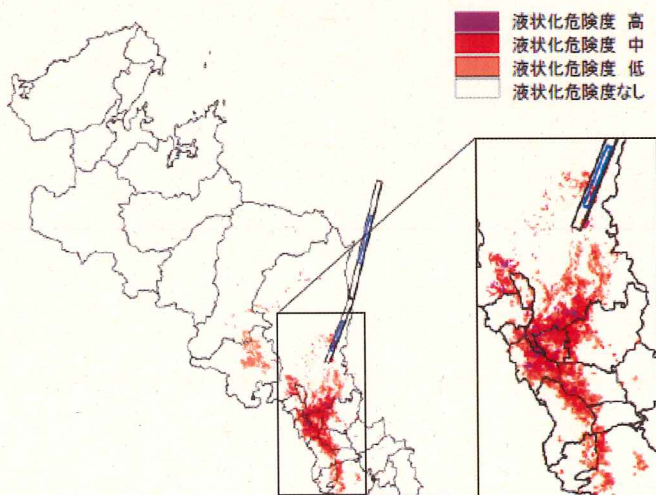
断層タイプ(変位)：右横ずれ断層



注)京都市域は京都市(2003)の成果を表示

【震度予測結果】(左図)

- ・震度7は、京都市北区・上京区・左京区・中京区、東山区・山科区・下京区の一部に分布する。
- ・震度6強は、京都市の市街地から宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町の一部にかけて分布する。



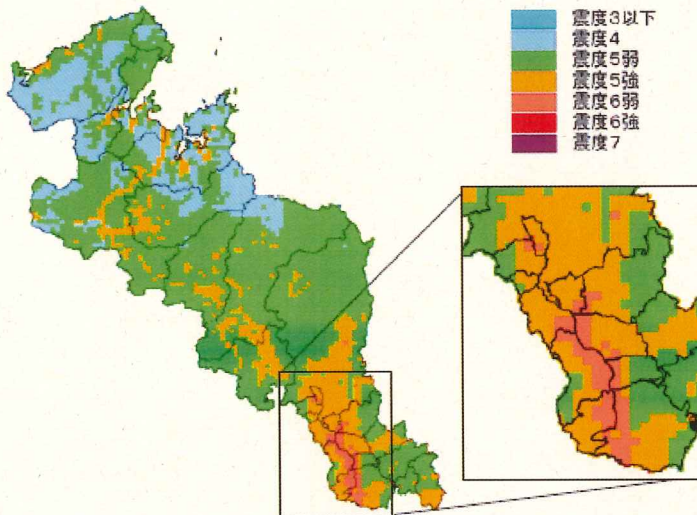
注)京都市域は京都市(2003)の成果を表示

【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・京都市南部から河川(桂川、宇治川、木津川)沿いで液状化危険度が高い。

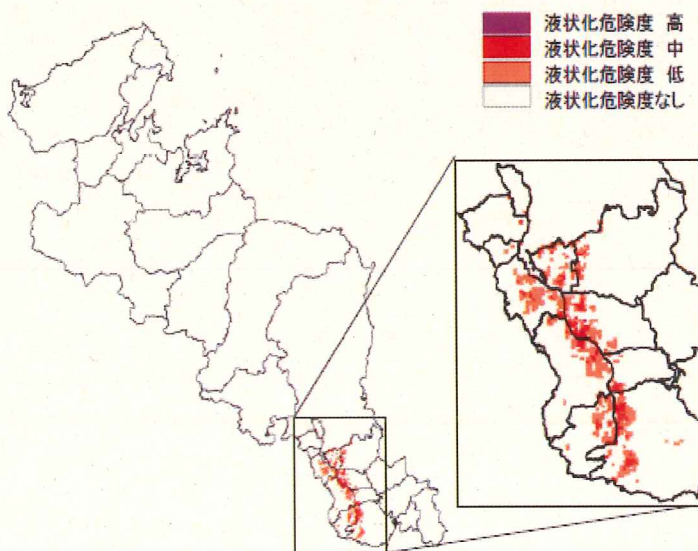
東南海・南海地震(マグニチュード8.5)

断層の位置：太平洋(愛知県沖合～高知県沖合)



【震度予測結果】(左図)

- ・震度6弱は、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、精華町の一部に分布する(震度6強以上は現れない)。



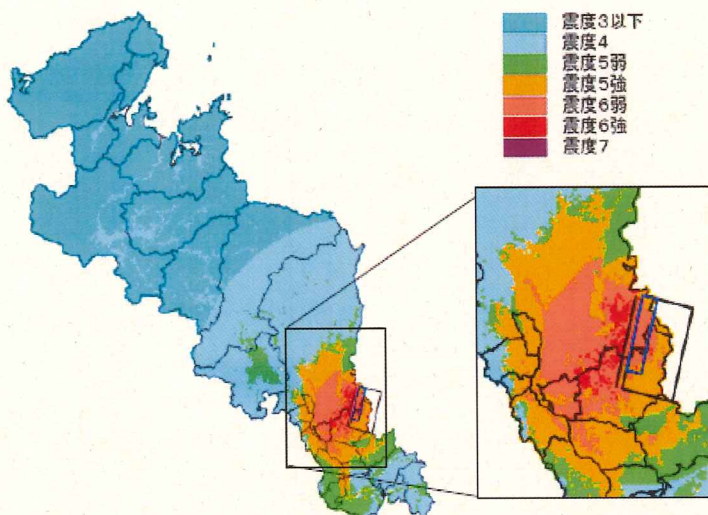
【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・府南部の木津川沿いで液状化危険度が高い。

黄檗断層(マグニチュード6.5)

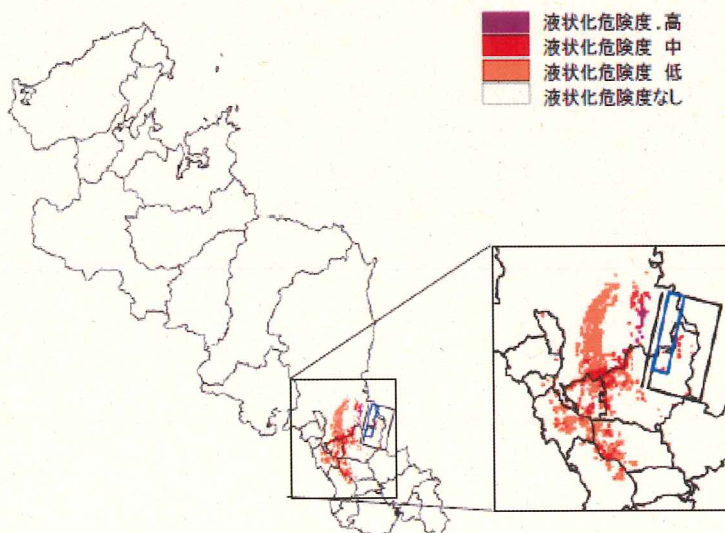
断層の位置：京都府宇治市～京都市山科区

断層タイプ(変位)：東側隆起



【震度予測結果】(左図)

- ・震度6強は、京都市東山区・山科区・伏見区、宇治市の一部に分布する。



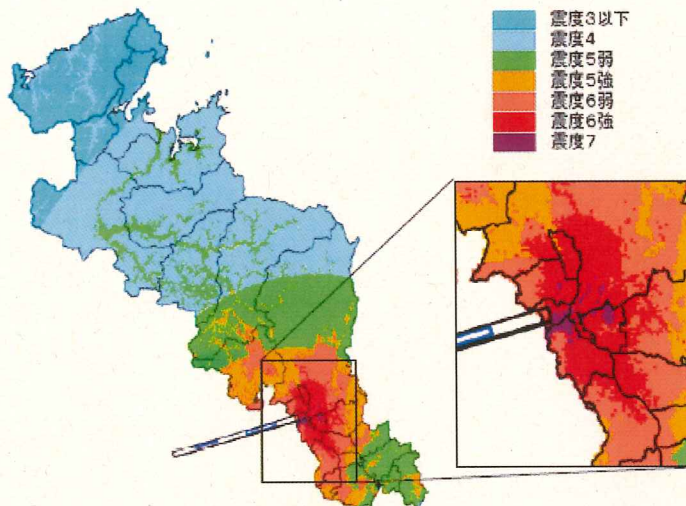
【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・京都市山科区の一部で液状化危険度が高い。

有馬 - 高槻断層(マグニチュード7. 2)

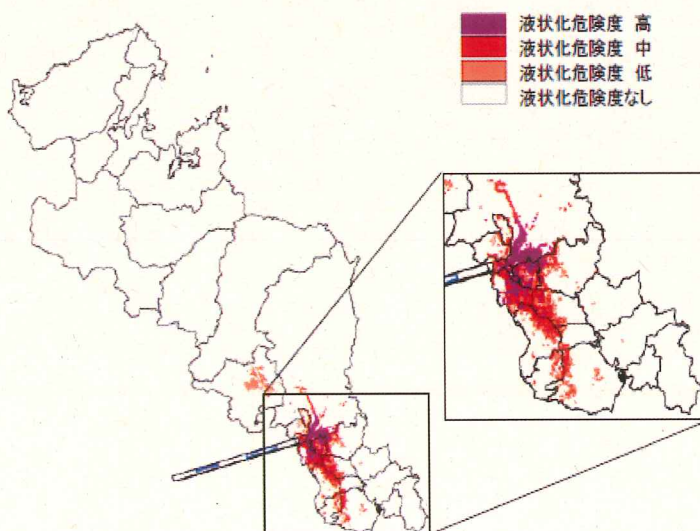
断層の位置：兵庫県宝塚市～京都府乙訓群大山崎町

断層タイプ(変位)：右横ずれ



【震度予測結果】(左図)

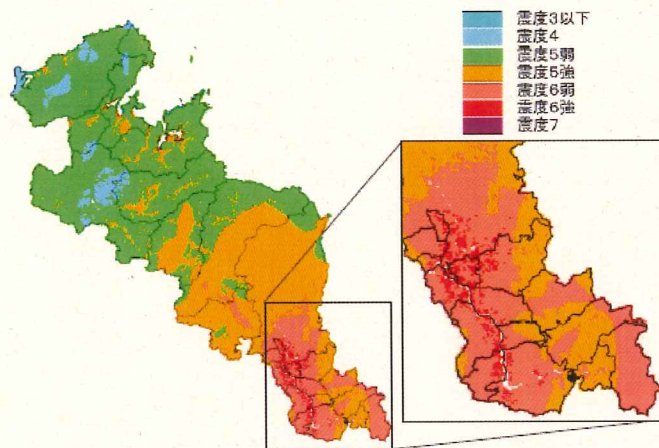
- ・震度7は、京都市伏見区、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の一部に分布する。
- ・震度6強は、京都市南部の市街地から宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町の一部に分布する。



【液状化危険度予測結果】(左図)

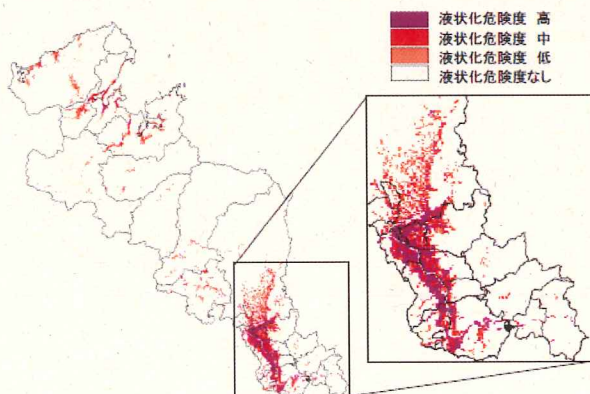
- ・京都府南部から河川(桂川、宇治川、木津川)沿いで液状化危険度が高い。

南海トラフ地震(マグニチュード9.0)



【震度予測結果】(左図)

- ・震度6強は、京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町、井手町の一部に分布する。



【液状化危険度予測結果】(左図)

- ・府南部の木津川沿いで液状化危険度が高い。

2) 想定される被害の状況

i 人的被害

- ・表 1 で想定する地震が発生した場合（発生時期は被害量が最大となる「冬早朝又は夕刻」）の被害状況については、表 2 のとおりである。

表 2

【単位：人】

地域 断層名/地震	京 都 府 全 域		井 手 町	
	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
生駒断層	3,400	30,300	80	460
奈良盆地東縁断層帯	1,900	19,700	80	460
木津川断層帯	1,600	18,400	50	360
和束谷断層	400	5,500	30	250
花折断層帯	6,900	74,400	10	150
東南海・南海地震*	130	6,200	10	100
黄檗断層	800	13,200	—	20
有馬・高槻断層	2,900	43,900	20	180
南海トラフ地震	860	14,650	10	90

ii 建物被害

- ・表 1 で想定する地震が発生した場合（発生時期は被害量が最大となる「冬早朝又は夕刻」）の被害状況については、表 3 のとおりである。

表 3

地域 断層名/地震	京 都 府 全 域			井 手 町		
	被害 棟数	被 害 内 訳		被害 棟数	被 害 内 訳	
		全壊*	半壊・ 一部半壊		全壊	半壊・ 一部半壊
生駒断層	189,000	65,200	123,800	1,620	860	760
奈良盆地東縁断層帯	135,500	46,000	89,500	1,700	880	820
木津川断層帯	129,700	40,700	89,000	1,370	610	760
和束谷断層	44,800	12,300	32,500	1,020	360	660
花折断層帯	262,600	148,400	114,200	680	190	490
東南海・南海地震	62,300	10,400	51,900	480	100	380
黄檗断層	42,700	17,300	25,400	125	15	110
有馬・高槻断層	56,700	21,200	35,500	80	10	70
南海トラフ地震	—	15,740	—	—	60	—

(2) 住宅の耐震化の現状と目標

1-1) 耐震化の現状（京都府域）

- ・平成 25 年の住宅・土地統計調査をもとに、京都府内の住宅の耐震化比率を推計すると、京都府全体で約 81%であり、国の 82%をやや下回るものの、ほぼ同等の水準となっている。
- ・住宅の種類別にみると、木造戸建住宅等（木造戸建住宅及び木造長屋建住宅）の耐震化比率が約 70%と特に低くなっており、その他の住宅（共同住宅）の耐震化率は約 95%となっている。

住宅の耐震化率の推計

年	H 1 5	H 2 0	H 2 5	H 2 7
京都府	74%	78%	81%	83%
国	75%	79%	82%	—

※住宅の耐震化率：

$$\frac{\text{昭和 56 年以降の住宅戸数} + \text{昭和 56 年以前のうち耐震性を有する住宅戸数}}{\text{全住宅戸数}} = \text{耐震化率}$$

※耐震性能：木造については Iw 値 1.0 以上、鉄骨造・鉄筋コンクリート造では Is 値 0.6 以上かつ q 値が 1.0 以上の場合、耐震性があるとしている。

※Iw 値：木造の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※Is 値：鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※q 値：建築物の各階の保有水平耐力に係る指標

1-2) 耐震化の現状（井手町域）

- ・井手町域においては、個別に住宅・土地統計調査が実施されていないため、耐震化率等の水準や住宅の種類別耐震化率は京都府南部地域の数値とする。
- ・井手町における種類別・年代別建築物の棟数は、井手町家屋固定資産課税台帳（平成 29 年 1 月 1 日現在）によると、以下のとおりである。

【棟数】

	総 数	構 造			
		木 造	RC・SRC	鉄骨造	その他
～昭和５５年	１，３９４	１，２１４	３４	１３１	１５
昭和５６年～ (新耐震基準)	１，６５１	１，２６５	１２	２８２	９２
合 計	３，０４５	２，４７９	４６	４１３	１０７

２）耐震化の目標

- ・京都府では、京都府建築物耐震改修促進計画において、地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震化を含めた幅広い安全対策を促進することを踏まえた目標設定としており、目標としては、耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を施された住宅（減災化住宅*）率を平成３７年度に９７％、そのうち住宅の耐震化率を平成３７年度に９５％としています。
- ・井手町では、国・府の基本方針をふまえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を軽減させるために、住宅の耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を実施します。目標としては、耐震化の現状と実績を勘案し、井手町内の住宅の耐震化率及び減災化住宅率を９５％とし、取組みを進めます。
- ・住宅の中でも、新耐震基準日以降に建築された木造住宅の割合が低いことから、木造戸建住宅の耐震化率の向上を重視しながら、住宅の耐震化促進に取り組んでいきます。

（３）公共建築物の耐震化の現状と目標

１）耐震化の現状

「防災拠点施設に関する耐震改修状況調査」（総務省消防庁）によると、井手町内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は１００％となっています。

公共施設の分類ごとの棟数及び耐震率は下記に示すとおりです。

井手町公共施設の分類別耐震率

分 類	全棟数	S56 以前 建築の棟数	H19 末 耐震済棟数	耐震率
社会福祉施設 老人福祉センター＜玉泉苑＞ 老人福祉センター＜賀泉苑＞ デイサービスセンター いづみ人権交流センター 玉川保育園 いづみ保育園 多賀保育園	8	6	8	100%
小学校 井手小学校 多賀小学校	8	4	8	100%
中学校 泉ヶ丘中学校	4	2	4	100%
庁舎 役場・議会棟	2	2	2	100%
公民館等 図書館	1	0	1	100%
体育館 いづみ人権交流センター 山城勤労者福祉会館	2	1	2	100%
診療施設 保健センター	1	0	1	100%
その他 自然休養村管理センター	1	1	1	100%
消防署 井手分署	1	0	1	100%
合 計	28	16	28	100%

2) 耐震化の目標

- ・日常的に多数の利用者がある公共施設は、庁舎、学校、体育館などで、災害時に救助・避難等の拠点として重要な機能を果たす施設が多いことから、今後も本町では耐震化の促進を図っていきます。
- ・本町の場合、避難所となる公共施設が耐震化率100%ですので地震に対する安全性が非常に高いといえます。

(4) 特定建築物*の耐震化の目標

町内の特定建築物について調査を行い、特定建築物の用途や立地条件を踏まえ、耐震化を啓発していく。

(5) 耐震化施策の現状と実績

井手町においては、災害に強い安全で快適な住環境づくりの一環として、以下のような既存建築物に対する耐震化促進の施策を国・府とともに実施している。

①井手町木造住宅耐震診断士派遣事業

- 平成18年度から「井手町木造住宅耐震診断士派遣事業」として、井手町内の木造住宅で要件を満たし診断を希望される住民に対し、京都府に登録された耐震診断士を派遣し、その診断に係る費用の一部を助成している。

耐震診断事業の実施件数

H18年度	H19年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H28年度
10戸	7戸	2戸	1戸	4戸	2戸	1戸	1戸	9戸

②井手町木造住宅耐震改修助成事業

(耐震改修)

- 平成20年度より「井手町木造住宅耐震改修助成事業」として、井手町内の木造住宅で要件を満たし耐震改修を実施される住民に対し、その改修費の一部を助成している。

耐震改修事業の実施件数

H23年度	H24年度	H27年度	H28年度
1戸	2戸	1戸	3戸

(簡易改修*)

- 平成29年度より「井手町木造住宅耐震改修助成事業」として簡易な改修の方法により耐震性を向上させるものを対象とし、その改修費の一部を助成していく。

(耐震シェルター*)

- 平成29年度より「井手町木造住宅耐震改修助成事業」として、地震時に高齢者、障がい者等の生命を守る目的で建築物内に装置する際の費用の一部を助成していく。

③地震に強い安心安全なまちづくり出前講座*

- 次世代を担う小中学生に地震防災や耐震改修等に関する意識の向上を図るため、京都府と連携して「出前講座」を実施していく。

2. 建築物の耐震化を進めるための取組み

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

住宅・建築物の耐震化を図るには、建物の所有者等が耐震化に向け理解し、自発的・主体的に取り組むことが不可欠です。町としては、所有者等が耐震診断及び耐震改修を促進するための環境づくりや、負担軽減の施策を講じます。

また、耐震化を進めるため積極的に啓発を行っていく。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に取り組むとともに、国・府の実施する耐震診断・耐震改修等の助成制度を活用しながら、昭和56年以前に建築された木造住宅で地域住民の避難路となる道路に面した建築物の耐震化を図ります。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組み

住民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士として登録された診断士の派遣を行っています。

今後も、耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に努めます。

(4) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組み

井手町地域防災計画「震災対策編」防災知識普及計画に基づき、啓発及び普及に努めます。啓発及び普及の計画内容を下記に示します。

- ・ 町職員に対する防災研修
- ・ 学校等における防災教育
- ・ 一般住民に対する啓発
- ・ 印刷物による普及
- ・ 映画等による普及
- ・ 報道機関による普及
- ・ 記念事業による普及
- ・ 社会教育等を通じての普及

(5) 町内会等との連携

京都府等と協力して、住宅の耐震化に向けた啓発を行うため「出前講座」による町内会等への説明会の開催を推進するとともに、昭和56年以前に建設された住宅地等で、町内の耐震化の推進に関する取り組みを促進します。

3. その他耐震化の促進に必要な事項

(1) 国・府との連携

建築物の耐震化を図るためには、国・府との連携が必要であるため下記のとおり進めていきます。

- ・国が定めた「基本方針」や、平成27年度に京都府が策定した「京都府建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、取り組みを進めていきます。
- ・国・府が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用しながら、耐震化の支援等を進めます。
- ・住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を進めるにあたり、専門技術者の協力が必要であることから、関係機関との連携により、技術者の確保を図り、耐震診断・耐震改修を促進します。

(2) 計画の推進体制

京都府及び関係団体等で組織される、「京都府建築物耐震促進協議会」を活用し、耐震化促進に向けた広報、意識啓発活動等に取り組みます。

(3) 各種の住宅施策との連携

空家の活用、木材利用、子育て支援、バリアフリー対策等の施策と連携し、住宅の改修を行う際には合わせて耐震化を行うよう啓発するなど、様々な施策と幅広く連携し、耐震化を促進します。

資 料

用語の説明

カ行

【活断層】

地下の固い岩の層にある割れ目が壊れてずれる現象を「断層」活動といい、そのずれた衝撃が震動として地面に伝わったものが地震となる。そして「断層」のうち、特に数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼んでいる。

【簡易耐震改修】

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱に規定する、屋根を軽量化すること等の簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。

【減災化住宅】

地震時に府民の命を守ることを最優先として、「京都府建築物耐震改修促進計画」に設定しているもので、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅

【建築物の耐震改修の促進に関する法律】

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年10月27日に公布された。この中で、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

また、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、大規模地震に備えて住宅や学校、病院などの建築物の耐震診断・改修を早急に進めるため、建築物耐震改修促進計画の作成が都道府県に義務付けられた。

さらに、平成23年に東日本大震災が発生し、平成25年6月4日に改正耐震改修促進法が公布され、耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表、既存耐震不適格建築物の所有者に耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設等が規定されました。

【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針】

大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっているなか、建築物の耐震改修を効果的かつ効率的に実施することが求められている。このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成18年1月26日に基本的な方針が定められた。

サ行

【住宅・土地統計調査】

国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の住居状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目標に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

【新耐震基準】

昭和53年の宮城県沖地震の後、耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に建築基準法及び同法施行令の大改正が行われた。

新基準では、中規模地震（震度5程度）においては、建築物の水平変位量を仕上げ・設備に損害を与えない程度にコントロールし、構造体を軽微な損傷にとどめること、また、大規模地震（震度6～7）においては、中規模地震の倍程度の変位は許容するが、建築物の倒壊を防ぎ圧死者を出さないことを目標としている。

【震度】

地表で感じた地震の揺れの強さを表す尺度。

【震度6強・震度7】

立っていることができず、はわないと動くことができないような状態になる。

周囲は、固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。

【全壊】

建築物が滅失したもので、具体的には建築物の損壊した部分の床面積がその建築物の延床面積の70%以上に達したもの、又は建築物の主要構造部の被害額がその建築物の時価の50%以上に達したものをいう。

タ行

【耐震改修】

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は整備（擁壁の補強など）を行うこと。

【耐震基準】

建築物を設計する際に、地震力に耐えられるような強度を保つため、建築基準法及び建築基準法施行令などの法令により定められた基準。

【耐震シェルター】

住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、地震時に命を守り安全を確保するもの。

【耐震診断】

建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

【出前講座】

府や町の業務の中で、住民や児童・生徒が聞きたい、知りたい概要を職員などが講師となって現地へ出向き説明すること。

【特定建築物】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている「特定既存耐震不適格建築物」で、学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。

また危険物の貯蔵場、処理場となっている建築物及び地震により倒壊し緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物のこと。

ナ行

【南海・東南海地震】

「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のこと。

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のことをいう。南海・東南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている。

【南海トラフ地震】

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M) 9 級の巨大地震。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4, 0 0 0 メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約 7 7 0 キロメートル。